

交通安全規則

生活支援部交通係

車両通学規則

- ◎ 運転免許証の取得及び、自転車・原付1種・普通車での通学を許可している。
- ◎ 定時制生徒であっても公共交通機関等を利用して通学することが望ましい。
- ◎ 安全の精神 (1) 人命の尊重 (人の命を大切に) (2) 遵法の精神 (規則にしたがう)
(3) 互譲の精神 (互いに譲り合う)

遵守事項

- 1 交通規則を守り、安全運転をこころがけること。
- 2 通学許可車両はつぎの通りとする。
(1) 自転車・・・シティサイクル・スポーツサイクル (一部禁止車両あり)

シティサイクル
ヘルメットの着用に努める



スポーツサイクル
ヘルメットを必ず着用



ブレーキがついていない
スタンドがついていない 等
安全基準を満たさないもの



- (2) 二輪車・・・原付1種 (AT限定)
 - (3) 四輪車・・・5・4・3ナンバーとする。(4900mm×1800mm以内)
- 3 校内において次のことを厳守すること。
 - (1) 最徐行運転 (10km/h以下) 下校時校門では一時停止。
 - (2) 常に指定された駐車場に駐車し、施錠する。
 - (3) 無駄な騒音等で他人に迷惑をかけない。(空吹き・音楽・ホーン・その他)
 - (4) 本館と南校舎の間の道への駐車・通行は禁止。(自転車は通行のみ可)
 - (5) 登校後(授業中等)、車・原付へ授業の道具等を取りに行かない。駐車車両に近寄らない。
 - (6) ヘルメット(自転車・原付)の管理 (車両と錠固定、若しくは教室にて保管する)
 - 4 学校指定の許可ステッカーを決められた場所に貼ること。
 - 5 任意保険・自賠責保険は必ず加入すること。(満期日に注意し更新時報告する)
 - 6 車両は点検・整備をおこない安全に通学すること。
 - ◎ 自転車 日常的に点検整備。ブレーキ・タイヤ・反射材(リフレクタ)・車体・ライトなど。
 - ◎ 原付 定期的に点検。原付は他の自動車と違い車検がないので、初回点検や日常点検、定期点検で念入りにエンジンやオイル、部品の点検をする。
 - ◎ 自動車 安全に乗るためにかかせない日常点検をおこなう。
※もし少しでも「変だな」と感じたら、整備工場・販売店などで必ず点検整備を受ける。
 - 7 無許可車両で通学しない。(臨時許可届の提出)
 - 8 同乗は禁止する。(特別な理由がある者は、双方の保護者の同意書を添えて交通係へ提出)
 - 9 通学許可後の改造禁止。
 - 10 違反・事故等を起こした場合は生活支援部交通係の先生に報告すること。